

岐阜県公報

目次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監査委員)	一
随時監査の結果に関する報告の公表	(同)	二
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	五
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	九
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十五年九月一日から同月三十日まで執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年十月二十八日

岐阜県監査委員 渡辺 嘉山
 岐阜県監査委員 平 岩 正光
 岐阜県監査委員 鶴 飼 誠
 岐阜県監査委員 石 井 直子
 岐阜県監査委員 藤 良 寛

第1 監査実施機関数

知事直轄	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指導事項	本課検討事項	
総務部	7	0	0	0	0	0
総合企画部						
環境生活部						
健康福祉部						
商工労働部						

農政部						
林政部						
国土整備部						
都市建設部						
振興局						
教育委員会						
警察本部	9	1	0	1	0	0
その他						
合計	16	1	0	1	0	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 本課検討事項 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。
- 「 J 」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、1 機関において、1 件の指摘事項が認められたので、監査対象機関に対して是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (7 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
財政課	平成25年9月5日	人事課	平成25年9月3日
法務・情報公開課	平成25年9月3日	職員厚生課	平成25年9月4日
税務課	平成25年9月4日	管財課	平成25年9月4日
総務事務センター	平成25年9月4日		

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 警察本部 (9 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
警務課	平成25年9月3日	教養課	平成25年9月3日
厚生課	平成25年9月3日	監察課	平成25年9月3日
留置管理課	平成25年9月3日	警備第一課	平成25年9月3日
警備第二課	平成25年9月3日	機動隊	平成25年9月3日
警察学校	平成25年9月3日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
機動隊	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として220,000円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

警察本部(9機関)

機動隊(1機関) 第百九十九条第一項及び第五項の規定により、平成二十五年十月二十八日に行われた機動隊の検閲に関する報告を決定したため、同検閲九回の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年十月二十八日

山本 龍子 署長
米村 正 副署長
山根 正 副署長
江田 洋 副署長
津島 聡 副署長
佐藤 誠 副署長
坂本 幸 副署長
吉野 尚 副署長
高橋 純 副署長
三浦 史 副署長
山口 誠 副署長
石井 謙 副署長
坂本 幸 副署長
坂本 幸 副署長

随時監査の結果に関する報告について

1 監査の背景
本年9月に、審議会等の出席者に支払うべき報償費及び費用弁償の支払事務、並びに源泉徴収票等の作成及び交付事務を怠ったとして、県総務部人事課が本県職員の見分について記者公表を行った。

【処分事由】

- 平成24年度清流の国ぞぶづくり推進課において、平成24年5月から同年7月にかけて開催した審議会等の出席者に支払うべき報償費及び費用弁償22件の支払事務を怠った。
- 平成24年度清流の国ぞぶづくり推進課及び環境管理課において、平成24年中に開催した審議会等の出席者に交付すべき源泉徴収票82件及び当該出席者の居住市町村に交付すべき給与支払報告書35件の作成及び交付を怠った。

2 監査の実施

この処分事実を受けて、事実関係及び発生原因を確認するとともに、再発防止策についても検証する必要があること、併せて、処分事実以外に報償費及び費用弁償等の支払い漏れがないか調査する必要があることから、定期監査とは別に随時監査を実施した。

- 監査実施機関
環境管理課、自然環境保全課（平成24年度：清流の国ぞぶづくり推進課）
- 監査対象年度
平成24年度及び平成25年度
- 監査対象項目
報償費及び費用弁償等の未払い並びに源泉徴収票及び給与支払報告書の未作成等に係る事務の実態（必要に応じて不正事案以外の報償費等についても確認）
上記不正事案に係る再発防止策の状況
- 監査実施年月日
予備監査（事務局職員による監査）：平成25年10月11日（金）、15日（火）～18日（金）
監査実施機関に事前に通知せず抜き打ちで実施した。

本 監 査（監査委員による監査）：平成25年10月28日（月）

3 監査の結果

(1) 不適正事案が発覚した経緯について
平成24年度の出納整理期間である本年4月に、平成24年度歳出予算の執行状況を確認していたところ、審議会等の出席者に対する報償費及び費用弁償について、事前決裁書（支出負担行為をするにあたって、その目的、予定金額、時期その他必要な事項を明らかにする書類。以下同じ。）はあるが支出金調書がなく未払いとなっているもの、事前決裁書すら作成されておらず未払いとなっているものが発見された。

併せて、受給者に交付する源泉徴収票や勤務費へ提出する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」についても作成されていないことが判明した。

(2) 不適正事案の発生原因について

本件処分に関する書類を調査するほか、両課職員から聞き取りを行った結果、今回の不適正事案については、会計事務の担当である当該職員が事務を怠ったことにその直接的な原因があるものの、管理監督者である上司が適時適切に事務の進捗状況について確認を行っておらず、組織としてのチェック体制にも問題があったものと認められた。

(3) 不適正事案に係る事後処理等について

本件処分事由の対象とされた報償費及び費用弁償22件並びに源泉徴収票82件及び給与支払報告書35件について、その後の処理状況を調査したところ、いずれも出納整理期間中に支払い並びに作成及び交付が行われていることを確認した。

また、審議会等の開催に関する書類のほか、行事日程表や予算関係資料を調査したところ、不適正事案以外に報償費及び費用弁償等の支払い漏れが疑われるような事例は認められなかった。

(4) 再発防止対策の状況について

両課における再発防止策を調査したところ、自然環境保全課においては、会議開催準備から報償費等の支払い、源泉徴収票の作成及び交付に至るまでの事務処理を課全体で進捗管理することを定めた「審議会等報償費費用弁償支払いスケジュール」を作成し、平成25年6月3日の係長会議で周知された。また、進捗管理のための「審議会チェックリスト」により課の全員が随時、状況を確認する体制が執られた。

一方、環境管理課においては、自然環境保全課が作成した「審議会等報償費費用弁償支払いスケジュール」の内容を、6月27日の係長会議で口頭により周知したのみであったほか、「審議会チエックリスト」は管理調整係での作成にとどまり、課員への周知は行われていなかった。

両課における再発防止策策定後の事務処理状況を調査したところ、自然環境保全課において、会議開催後に事前決裁書を起案した事案が1件、環境管理課において、再発防止策で定めた、会議開催後1ヶ月以内に支出するルールに反して支払いが遅延した事案が2件（うち1件は、会議開催の3ヶ月後に支払い）見受けられた。

【監査結果】

今回の不適正事案に対して執られた再発防止策が、環境管理課においては口頭周知のみであることや、対策がとられた後も2件の支払事務の遅延が見受けられたこと、また、自然環境保全課においても会議開催後の事前決裁書の起案が1件発生していることから、今後は適正に処理するとともに、早急に再発防止策の周知徹底を図らねばならない。

併せて、公金の取扱いという会計事務の重要性を改めて認識し、収支等命令者、会計職員としての職責意識の向上を図らねばならない。

(5) 報償費・費用弁償等にかかる源泉徴収票等の作成及び交付について

平成24年中に支払われた審議会等の出席者に対する報酬・報償費及び費用弁償に関する源泉徴収事務が所得税法等関係法令に基づき適正に実施されているか調査したところ、適正に行われていることを確認した。

しかしながら、審議会等の出席者以外の者に係る源泉徴収関係の書類を調査したところ、雇員に対して交付された源泉徴収票のうち2件について、実際の支払状況とは異なる支払金額、社会保険料等の控除額、源泉徴収税額等が記載されていたほか、これに伴い、税務署への提出書類である「給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表」及び市町村への提出書類である「給与支払報告書（個人別明細書）」への記載額も誤って作成したうえでそれぞれ提出されていた。

また、非常勤専門職に関する源泉徴収のうち1件について、本人へは正しい金額の源泉徴収票が交付されていたものの、税務署への提出書類である「給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表」及び市町村への提出書類である「給与支払報告書（個人別明細書）」への記載額を誤って作成したうえでそれぞれ提出されていた。

【監査結果】

源泉徴収事務については、所得税法等関係法令に基づき適正に処理を行うことが必要である。誤りのあった源泉徴収票2件及び税務署及び市町村へ提出すべき書類については、速やかに訂正するなどの措置を行うとともに、今後は適正に処理されたい。

(6) 報償費の算定に関する基準について

報償費は一人あたり日額10,500円を基本としているが、額の算定にあたって十分な検討が行われないまま、事案ごとに担当者が単価を定めて支払いを行っていた。

【例1】平成24年度に開催されたプロポーザル選定委員会については審査案件1件につき10,500円で算定しており、1日に2件（午前・午後）審査した場合には21,000円支給しているものの、審査対象が1社である場合は輕易な案件とみなし、報償費の算定対象としていない。

【例2】開催時間が1時間30分や2時間と短時間であることを理由に5,250円を支給しているものもあれば、同程度の開催時間であっても10,500円を支給しているものもある。

【例3】同じ事業、同程度の開催時間であるが、講義の場合は10,500円、発表に対する講評の場合は5,250円と、その事務量を感じて判断している。

【監査結果】

報償費については、一人あたり日額10,500円を基本としているものの、事案ごとに十分な検討を行うことなく額を増減して支給していたことから、支給額の増減調整の必要性を検証するとともに、増減調整が必要な場合はその根拠の明確化を図らねばならない。

(7) その他不備事項

決裁手続き及び決裁等書類の保存管理等について
自然環境保全課所管の岐阜県イタセンバラ生息域外保全技術検討会について、会議設置要領制定時には構成委員が4名であったものが、実際の開催時には委員が5名出席となっていたにもかかわらず要領の改正手続きがなされていないなど、決裁手続きの不適切な事案が見受けられた。

また、プロポーザル選定委員会に関する書類が、委員からの提出書類（就任承諾書、利害関係等の有無に関する調査票）しか保管されていなかったことや、野生鳥獣保護管理検討会の決裁等書類一式が不存在であったことなど、決裁書類の保存管理が不適切な事案も見受けられた。

【監査結果】

岐阜県イタセンバラ生息域外保全技術検討会について、委員追加に係る設置要領の改正手続き等に不備があったほか、フロボーザル選定委員会及び野生鳥獣保護管理検討会に係る書類の不存在などの公文書管理の不備が見受けられたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

指定管理者に対する専門家等による評価（評価委員会）の実施状況について県は、指定管理者制度について、平成23年3月30日に制定した「岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン」により、指定管理者に対する監督・評価の一項目として、指定管理者による施設の適正な管理に資するよう、それぞれの施設を熟知した専門家等からの意見聴取のための会合を少なくとも年2回以上開き、指定管理者による施設の管理運営に対する評価を行うこととしているが、自然環境保全課が所管する3施設を対象とした「岐阜県自然公園等施設評価委員会（平成25年4月1日以降：岐阜県自然公園等施設指定管理者評価会議）」は、平成24年度においては明確な理由がないにもかかわらず、平成24年6月21日に1回開催したのみであった。

【監査結果】

指定管理者に対する専門家等による評価（評価委員会）について、「岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン」により少なくとも年2回以上実施すべきとされているところ、明確な理由がないにもかかわらず年1回の実施であったので、今後は適正に実施されたい。

岐阜県認知情報課 和長 繁一 一 叩

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県教育委員会が特別顧問からなる認知情報の提言に關してこの措置を講じた並の要領があったので、回頭後段の規定により認知情報の事項を次のとおり公表する。

平成二十五年十月二十八日

岐阜県認知情報課 和長 繁一 一 叩
岐阜県認知情報課 和長 繁一 一 叩
岐阜県認知情報課 和長 繁一 一 叩
岐阜県認知情報課 和長 繁一 一 叩

岐阜県認知情報課 和長 繁一

1 平成25年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区分	監査結果 ¹ A	措置済 B	今回措置を講じたもの ² C	未措置 A B C
指摘事項	40		8	32
指導事項	39		8	31
本課検討事項	0		0	0
計	79		16	63

1 平成25年9月27日までに報告を決定したものの

2 教育委員会委員長等関係機関から平成25年9月30日までに通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

本課検討事項：本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項

2 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜中警察署	県帰属拾得物品の処分事務において、供用すべし使用可能な郵便はがき18枚について不用決定し、廃棄していたので、今後は適正に処理された。	担当職員には、年賀はがきの処分事務を指導するとともに、不用決定された物品の廃棄、関係文書の確認を複数人で行い、内部牽制機能を働かせて適正な会計処理に努める。
	公務中の7件の交通事故について、損害賠償金として3,887,202円の費用負担が発生	当該職員に対して、交通事故の原因及び防止策、交通事故の未然さ影響について個別指導を行う

<p>し、また、修繕料1,545,997円(うち相手方負担分791,680円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>とともに、全職員に対しては、副署長、警務課長から当該事故の具体的な防止策の指導、交通事故防止についての執務資料を配付し、交通事故防止意識の向上を図った。また、公私を問わず、過去に交通事故を起こした職員や運転経験の浅い職員などを対象に、岐阜中警察署独自の実技路上試験を行い、交通課幹部等が安全運転について指導した。</p> <p>さらに、交通事故防止意識の向上を一層図るため、一部の教養資料に交通安全標語を掲載し恒常的教養を実施するほか、「ゼロテラ別無事故無違反コンクール」を開催している。</p>	
<p>保管していた拾得物品について、誤廃棄したことにより、損害賠償金15,120円が支払われていたので、保管拾得物品の適正な管理について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>保管する拾得物品は、拾得物品整理票を物件の状態や状況に応じて確実に結実し、脱落防止を講じて適正保管するとともに、保管期間が満了し県帰属となる拾得物件の選別については複数人で行うほか、会計係長が最終確認を行い誤廃棄の防止の徹底を図っている。また、選別後の廃棄物件については、誤認防止を図るため、色付のビニールテープを貼付して明確にし、保管中の拾得物件とは別の保管場所を確保し、隔離保管する措置をとっている。</p>	
<p>岐阜南警察署 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として207,035円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>当該職員に対しては、地域課長、警務課長から、安全確認の徹底や漫然運転排除のための安全確認呼称の実施について指導した。全職員に対しては、朝礼時に署長、副署長及び警務課長から、安全運転守則の遵守、側乗者の責務</p>	
<p>としての安全確認など交通事故防止の徹底について指示した。さらに、当該事故の原因、防止策等について事例検討レポートを提出させ、一層の注意喚起を促した。</p> <p>また、地域課においては、幹部が公用車に同乗し、安全確認、側乗者による指差し安全確認呼称について指導したほか、朝会終了時に勤務員全員による「安全運転守則」の唱和を行い安全運転意識の高揚を図っている。</p>	<p>岐阜羽島警察署</p>	<p>公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として450,874円の費用負担が発生し、また、修繕料296,414円(うち相手方負担分174,530円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p> <p>当事職員に対しては、直属の課長及び警務課長から、事故の原因や背景について聴取させ、今後の事故防止について指導するとともに、全職員に対し、当該事故の概要及び原因を説明し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>朝礼時には、副署長、警務課長等から職員に対し、交通事故事例を挙げて、適切な車間距離の保持、車両後退時における側乗者による誘導の徹底のほか、天候、道路交通等の状況にあわせた具体的な注意事項を指示し、交通事故防止の徹底を図っている。</p> <p>また、職員から募集した岐阜羽島警察署独自の交通事故防止標語集を作成して備え付け、朝礼時には職員全員で唱和させるとともに、交通事故を起こした当該職員その他、個々人の経験したヒヤリハット体験を発表させ、戒めとしている。</p> <p>今後、公務員としての自覚を促す職務倫理教養を機会あることに推進し、交通事故防止教育を継続実施し交通事故防止の徹底を図</p>

<p>関警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として2,500円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>当該職員に対して、警務課長が車両後退時の安全確認方法等について個別指導を実施するとともに、朝礼時に、全職員に対して、副署長及び警務課長が交通事故事例を示し、車両後退時の安全確認方法や側乗者の責務など交通事故防止策について指導した。</p> <p>また、交通事故のもたらす影響や今後の交通事故防止方策等について小グループ討議を実施したほか、若手職員に対しては、運転適性診断を実施し、交通事故防止に対する意識付けを図った。</p> <p>今後も、朝礼等において、交通事故防止について引き続き指導するとともに、公用車を運転する際は、幹部による声かけを行い、交通事故防止の徹底に努める。</p>	<p>認、側乗者の責務等の指導教養を引き続き行い、交通事故防止の徹底を図る。</p>									
<p>多治見警察署</p>	<p>公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として932,019円の費用負担が発生し、また、修繕料208,992円（うち相手方負担分73,147円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長が、交通事故の原因、安全確認の必要性等について個別指導を行った。</p> <p>また、全署員に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故の傾向、事例等に基づいた教養資料の配布 ・ 交通事故発生時における職員による体験発表 ・ 若手警察官等に対する夜間等の運転訓練 ・ 緊急走行時における留意事項の指導教養 <p>を実施して、運転技能を向上させつつ、交通事故防止意識の高揚を図った。</p> <p>今後、朝礼等において、署長、副署長及び警務課長から、安全確</p>	<p>3 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置 教育委員会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 1167 638 1335">機関名</th> <th data-bbox="587 1335 638 1671">監査結果</th> <th data-bbox="587 1671 638 2101">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 1167 587 1335">博物館</td> <td data-bbox="536 1335 587 1671"> <p>物品の貸付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していないかった。 </td> <td data-bbox="536 1671 587 2101"> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導のあった貸付物品については、平成25年7月19日付けで知事の承認を得た。 2 平成25年7月19日に、物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録した。 <p>今後は、物品取扱担当者と物品管理担当者の連携を確実に果たすため、月末に貸出台帳を確認し、貸出期間の確認を行うこととする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1167 210 1335">美術館</td> <td data-bbox="159 1335 210 1671">空調機中央監視装置更新工</td> <td data-bbox="159 1671 210 2101">今後は、事前決裁の段階で担当</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	博物館	<p>物品の貸付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していないかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導のあった貸付物品については、平成25年7月19日付けで知事の承認を得た。 2 平成25年7月19日に、物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録した。 <p>今後は、物品取扱担当者と物品管理担当者の連携を確実に果たすため、月末に貸出台帳を確認し、貸出期間の確認を行うこととする。</p>	美術館	空調機中央監視装置更新工	今後は、事前決裁の段階で担当
機関名	監査結果	講じた措置										
博物館	<p>物品の貸付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していないかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導のあった貸付物品については、平成25年7月19日付けで知事の承認を得た。 2 平成25年7月19日に、物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録した。 <p>今後は、物品取扱担当者と物品管理担当者の連携を確実に果たすため、月末に貸出台帳を確認し、貸出期間の確認を行うこととする。</p>										
美術館	空調機中央監視装置更新工	今後は、事前決裁の段階で担当										

<p>事に係る契約事務において、岐阜県会計規則に定める契約書の標準書式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備がみられたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>主幹と担当者2名により契約書の内容の確認を行うなど、チェック体制の強化を図る。</p>						
<p>物品の貸付事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導のあった貸付物品については、平成25年7月9日付けで知事の承認を得た。 2 平成25年6月27日に、物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録した。 <p>今後は、物品の貸付事務においては、担当主幹と担当者2名により貸付内容の確認を行い、貸付期間が3か月を超えるものについては、美術品等貸出許可書及び物品管理台帳を確認し、チェック体制の強化を図る。</p>						
<p>現金収入事務において、編てつとして保存しておくべき現金領収証書原符を調定決議書兼収入金調書に証拠書類として添付していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>現金領収証書原符は編てつとして保存し、原符(写)を調定決議書兼収入金調書の証拠書類として添付するよう改善した。</p> <p>岐阜県会計規則等を会計員、出納員及び決裁権者(校長)で再確認し、チェック機能の強化を図るものとする。</p>						
<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件450円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成25年8月22日に支払った。今後は、複数職員による旅行命令のチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>						
<p>学校ICT環境整備事業で整備した県有備品のルータ1</p>	<p>生徒が使用するパソコン用ルータの保管場所であるパソコン教室</p>						
<p>台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p> <p>の扉は従前より施錠していたが、更に室内のカギのかかる戸棚に保管するように改めた。</p> <p>また、職員に対しては教室使用時の立会いを徹底するとともに、すべての物品は、学校が預かっている大切な財産であるとの認識を深めさせ、それぞれの担当が責任を持って定期的に所在を確認することなどを指導した。</p> <p>今後も、職員会議において、物品管理に対する規則等について研修を行い、その重要性を常に意識させるよう努める。</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件420円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>支払不足となっていた旅費については、平成25年9月17日に支払った。</p> <p>今後は、岐阜県職員等旅費条例等を遵守し、旅行命令書の内容を精査するとともに、複数の職員によるチェック体制を強化することにより適正な事務処理に努める。</p>						
<p>警察本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜羽島警察署</td> <td> <p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えた時間について時間外勤務手当を支給していなかったことにより、1件3,244円が支払不足となっ </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 支払不足となっていた時間外勤務手当については、平成25年6月21日に支払った。 <p>今後は、関係規定への理解を深めるとともに、関連文書を複数の職員でチェックし、適正な事務処理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 今後、週休日の振替がされ、勤務管理簿の整理を行った場合には、関連文書のチェックを複数の職員により実施し、再発防止に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	岐阜羽島警察署	<p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えた時間について時間外勤務手当を支給していなかったことにより、1件3,244円が支払不足となっ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 支払不足となっていた時間外勤務手当については、平成25年6月21日に支払った。 <p>今後は、関係規定への理解を深めるとともに、関連文書を複数の職員でチェックし、適正な事務処理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 今後、週休日の振替がされ、勤務管理簿の整理を行った場合には、関連文書のチェックを複数の職員により実施し、再発防止に努める。 	
機関名	監査結果	講じた措置					
岐阜羽島警察署	<p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えた時間について時間外勤務手当を支給していなかったことにより、1件3,244円が支払不足となっ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 支払不足となっていた時間外勤務手当については、平成25年6月21日に支払った。 <p>今後は、関係規定への理解を深めるとともに、関連文書を複数の職員でチェックし、適正な事務処理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 今後、週休日の振替がされ、勤務管理簿の整理を行った場合には、関連文書のチェックを複数の職員により実施し、再発防止に努める。 					

ていた。
2 上記週休日の振替に係る勤務管理簿の整理が行われていなかった。

岐阜県認知症福祉課 11-110p

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、回項後の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十五年十月二十八日

岐阜県認知症福祉課 課長 藤田 隆
 岐阜県認知症福祉課 課長 山本 隆
 岐阜県認知症福祉課 課長 山本 隆
 岐阜県認知症福祉課 課長 山本 隆
 岐阜県認知症福祉課 課長 山本 隆
 岐阜県認知症福祉課 課長 山本 隆
 岐阜県認知症福祉課 課長 山本 隆
 岐阜県認知症福祉課 課長 山本 隆

平成23年度及び平成24年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成23年度行政監査（テーマ監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
法令等に基づき県が実施している団体等に対する検査・監査等の実施状況について	21	17	4	0
県が加入している保険契約について	3	3		0

2 平成23年度行政監査（事務事業監査）

(単位：件)

事務事業名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
岐阜県入札監視委員会の運営	1	1		0
電話設備保守点検業務	12	6	6	0
地域子育て創生事業	2	0	2	0

3 平成24年度行政監査（テーマ監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
個人県民税の不納欠損処理に関する事務について	16	0	0	16
岐阜県森林・林業対策事業補助金（岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金）の履行確認について	5	2	3	0

4 平成24年度行政監査（事務事業監査）

(単位：件)

事務事業名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
乗用自動車管理特別会計について	2	0	0	2

知事から平成25年9月30日までに通知があったもの

行政監査の結果に基づき講じた措置 1 平成23年度行政監査（テーマ監査） 法令等に基づき果が実施している団体等に対する検査・監査等の実施状況について	
機関名 人づくり文化課	監査結果 平成23年度に実施した財政的援助団体等に対する監査の結果を踏まえ、人づくり文化課においては、他の学校法人に対し同様のを実施することとしないか検査を実施することとにも、補助金交付要綱等の周知徹底を図らねたい。
	講じた措置 監査の結果、指摘を受けた事項その他の補助金の交付申請に当たり留意すべき事項について、補助金を交付している学校法人に対して、平成24年1月12日に文書で周知した。 また、幼稚園を設置する学校法人に対して、平成24年1月13日に私立幼稚園連合会開催の研修会において、専修学校・各種学校を設置する学校法人に対して、平成24年1月19日に専修学校各種学校連合会開催の研修会において周知した。 【監査着手（平成23年11月7日）後、監査結果報告の決定（平成24年2月29日）前に措置が講じられた。】 看護師、歯科衛生士等の資格を取得するための養成施設として他法令に基づき指定を受けている施設について、当該法令を所掌する生活衛生課及び医療整備課に対して、他法令に基づき国等の指導検査の結果を把握した際は情報提供するよう平成24年3月12日に口頭で依頼し、平成24年4月2日に文書で依頼した。 なお、情報提供があった場合には検査等の必要な確認を行う。
2 平成23年度行政監査（事務事業監査） 電話設備保守点検業務	
機関名 管財課	監査結果 他の発注機関と入札及び契約情報を共有するとともに、指名業者の選定、仕様書の明確化などについて検証し、入札の辞退防止に努めるとともに、競争性の確保に努められた。
	講じた措置 各振興局と入札及び契約情報を共有するとともに、平成25年度から、一般競争入札とし、入札参加の門戸を広げたところである。
障害福祉課	指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導は、指針では3年に1回以上実施することとなっているが、平成19年度までに指定を受けた事業者等に対する過去3年間の実施状況をみたところ、実施率が46.9%となっていたので、計画的に実施されたい。
	実地指導の計画的な実施については、平成24年5月21日に開催した関係機関をメンバーとする「平成24年度指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導・監査連絡調整会議」で周知・徹底を行うとともに、各振興局等の協力も得て取組みを強化し、実施数及び実施率の向上を図った。 この結果、平成24年度は対象数677件に対して237件（実施率35.0%）の実地指導を行った。 また、平成25年度は対象数858件に対して447件の実地指導を計画している。

	<p>たい。</p> <p>地元業者の参入に配慮しつつトータルコストを縮減する方法として、例えば業務を一括してアウトソーシングするなどの新たな手法による契約の可能性についても検討されたい。</p>							
<p>岐阜振興局</p> <p>他の発注機関と入札及び契約情報を共有するとともに、指名業者の選定、仕様書の明確化などについて検証し、入札の辞退防止に努めるとともに、競争性の確保に努められたい。</p>	<p>トータルコスト縮減の方法として、県庁と総合庁舎の一括契約が考えられるが、全県下で保守管理業務が対応可能な業者は限定され、競争入札を行っても結果的に応札業者が少なく、競争性が損なわれることが予想されるため、一括契約は競争入札の趣旨に馴染まないものと判断した。</p> <p>また、平成24年度から複数の総合庁舎を管理する中濃振興局中濃事務所及び飛騨振興局で一括入札を行ったところであるが、業務の管理監督上からも、振興局を越えての一括契約は困難である。</p>	<p>東濃振興局 他事務所</p> <p>他の発注機関と入札及び契約情報を共有するとともに、指名業者の選定、仕様書の明確化などについて検証し、入札の辞退防止に努めるとともに、競争性の確保に努められたい。</p>						
<p>西濃振興局</p> <p>他の発注機関と入札及び契約情報を共有するとともに、指名業者の選定、仕様書の明確化などについて検証し、入札の辞退防止に努めるとともに、競争性の確保に努められたい。</p>	<p>電話設備保守業務委託の入札にあたって辞退業者を減らし、より多くの業者による競争性を確保するため、仕様書の見直しを行い、業務内容が明確になるよう項目の整理等を行うとともに、誰でもわかるような表記に改めた。また、業者選定にあたっては、過去に入札を辞退した業者を排除するなど、競争性の確保に努めた。</p>	<p>飛騨振興局</p> <p>他の発注機関と入札及び契約情報を共有するとともに、指名業者の選定、仕様書の明確化などについて検証し、入札の辞退防止に努めるとともに、競争性の確保に努められたい。</p>						
	<p>平成24年度分の当該業務の業者選定に当たっては、前年度入札における辞退者を除くとともに、県他の庁舎で応札実績のある業者を加え、指名業者を平成23年度の6者から9者に増やした。</p> <p>さらに、平成25年度分の業者選定においては、指名業者数を10者とした。</p> <p>また、仕様書の作成に当たっては、積算が容易になり、それに伴って入札を辞退する業者が減るよう、</p>	<p>地域子育て創生事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="671 1167 719 1330">機関名</th> <th data-bbox="671 1330 719 1666">監査結果</th> <th data-bbox="671 1666 719 2051">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 1167 671 1330">環境生活政策課</td> <td data-bbox="373 1330 600 1666"> <p>本来の事業目的である「三人乗り自転車」の普及啓発による子育て支援」についての事業効果を検証し補助事業の費用対効果を高めるため、各市町における三人乗り自転車の購入後の利用状況や普及効果に関する詳細な報告を継続的に求められたい。</p> </td> <td data-bbox="437 1666 600 2051"> <p>平成21年度以降に三人乗り自転車を購入した市町に、補助対象年度後の貸出状況や普及啓発の状況について継続的に報告を求めることとし、平成24年4月26日付け環境第101号において関係市町に照会を行った。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>地域子育て創生事業は平成23年度で終了するが、この三人乗り自転車の普及啓発等事業を単年度事業で終結させることなく、複数年の継続事業として有効に活用しその成果</p> <p>多くの市町で当事業を活用して、全体で89台の三人乗り自転車が購入され、うち82台が貸出用として使用され、貸出用の稼働率は全体で約6割程度であった。また、保育園や交通安全教室での周知や試</p>	機関名	監査結果	講じた措置	環境生活政策課	<p>本来の事業目的である「三人乗り自転車」の普及啓発による子育て支援」についての事業効果を検証し補助事業の費用対効果を高めるため、各市町における三人乗り自転車の購入後の利用状況や普及効果に関する詳細な報告を継続的に求められたい。</p>	<p>平成21年度以降に三人乗り自転車を購入した市町に、補助対象年度後の貸出状況や普及啓発の状況について継続的に報告を求めることとし、平成24年4月26日付け環境第101号において関係市町に照会を行った。</p>
機関名	監査結果	講じた措置						
環境生活政策課	<p>本来の事業目的である「三人乗り自転車」の普及啓発による子育て支援」についての事業効果を検証し補助事業の費用対効果を高めるため、各市町における三人乗り自転車の購入後の利用状況や普及効果に関する詳細な報告を継続的に求められたい。</p>	<p>平成21年度以降に三人乗り自転車を購入した市町に、補助対象年度後の貸出状況や普及啓発の状況について継続的に報告を求めることとし、平成24年4月26日付け環境第101号において関係市町に照会を行った。</p>						

<p>を普及・拡大していくためには、十分な検証を行い、事業効果が認められる場合には、基金に依存しない形で更なる事業の拡大や関係市町の指導について検討されたい。</p>	<p>乗会を開催するなど、三人乗り自転車等の普及啓発は一定の成果があったと考えられる。 今後、引き続き関係市町に対し利用状況調査を行い、ニーズ等を把握して検討していきたい。</p>
---	--

3 平成24年度行政監査(ナーズ監査)
岐阜県森林・林業対策事業補助金(岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金)の履行確認について

機関名	監査結果	講じた措置
<p>岐阜県農林事務所</p>	<p>実績報告書において、事業費実績の数値が報告書の書類間で整合していなかった事例があったので、補助金の履行確認を徹底されたい。</p>	<p>書類間における数値の不整合については、正しい数字に修正した実績報告書を作成し、当該年度の書類に追加添付するとともに、森林整備課に報告を行った。 同事業の実施状況は、平成24年度事業の実施なし及び平成25年度事業の実施予定なしとなっている。今後の確認方法は、平成25年1月25日付けで改正された「岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金事業実施要領」に基づき添付資料、様式及び記載事項の確認を徹底する。 また、履行確認は複数体制で行うよう改善をした。 【当該改正は、森林整備課において、監査着手(平成24年10月2日)後、監査結果報告の決定(平成25年2月28日)前に行われた。次項以降も同じ。】</p>
<p>中濃農林事務所</p>	<p>実績報告書において、事業費実績の数値が報告書の書類間で整合していなかった事例があったので、補助金の履</p>	<p>平成25年1月25日付けで一部改正された「岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金事業実施要領」に基づき実績報告書を作成するよ</p>

<p>飛騨農林事務所</p>	<p>履行確認において事業費実績面績の徹底されたい。</p>	<p>事業実施主体を指導するとともに、補助金の履行確認において数値整合及び事業費実績面績の徹底した。</p> <p>実績報告書の数値の不整合については、数値を一致させることを飛騨農林事務所及び実施主体の双方が十分認識していなかったことから、今後は、改正された岐阜県森林境界明確化事業費補助金事業実施要領に基づき、実施主体を事前に指導する。また、平成24年度の岐阜県森林境界明確化事業においては、実績報告書が提出されてきた時点及び、履行確認時において「事業区域の概要」の合計と「補助金額」の事業実施(事業対象)面積が一致しているか当事務所において確認を徹底した。</p>
----------------	--------------------------------	--

岐阜県森林境界明確化推進課(三十三号) 岐阜県森林境界明確化推進課(三十三号) 第百九十九条第十二項前段の規定により
岐阜県農林事務所(岐阜県森林境界明確化推進課)から財政的援助団体(岐阜県森林境界明確化推進課)の職員に就いて、報告書の提出を請じた旨の取
扱がなされたこと、回項後段の規定により、照知し、後、事項を次のとおり公表する。

平成二十五(十月)二十八日

岐阜県森林境界明確化推進課 課長 藤井 直 嗣
岐阜県森林境界明確化推進課 課長 藤井 直 嗣
岐阜県森林境界明確化推進課 課長 藤井 直 嗣
岐阜県森林境界明確化推進課 課長 藤井 直 嗣
岐阜県森林境界明確化推進課 課長 藤井 直 嗣

1 平成24年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

指 導 事 項	区 分	監 査 結 果 A	措 置 済 B	今 回 措 置 を 講 じ た も の C	未 措 置		
					A	B	C
指 導 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	8	4	4			0
	補 助 金 等 交 付 団 体	1	1				0
	指 定 管 理 者	1	1				0
	計	10	6	4			0
指 導 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	17	7	9			1
	補 助 金 等 交 付 団 体	5	5				0
	指 定 管 理 者	2	1	1			0
	計	24	13	10			1
所 管 機 関 指 導 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	2	0	2			0
	補 助 金 等 交 付 団 体	1	1				0
	指 定 管 理 者	1	1				0
	計	4	2	2			0
所 管 機 関 指 導 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0					0
	補 助 金 等 交 付 団 体	5	5				0
	指 定 管 理 者	5	4	1			0
	計	10	9	1			0
本 課 検 討 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0					
	補 助 金 等 交 付 団 体	0					
	指 定 管 理 者	0					
	計	0					
	合計	48	30	17			1

知事等関係機関から平成25年9月30日までに通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

所管機関指導事項：指摘の対象が、所管機関である事項

所管機関指導事項：指導の対象が、所管機関である事項

本課検討事項：本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項

- 2 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
観光課 社会教育文 化課	財団法人世 界遺産白川 郷合掌造り 保存財団	契約事務において、財 団法人世界遺産白川郷合 掌造り保存財団会計規則 (以下「財団規則」とい う。)では、契約の締結 に関して白川村会計規則 (以下「村規則」という。) を準用することとしてい るが、白川村では白川村 契約規則（以下「村契約 規則」）を別に定めてお り、当該財団においても 村契約規則に基づき契約 事務を行っているので、 契約事務の実態に合わせ て財団規則を適正に整備 されたい。	財団法人世界遺産白川郷 合掌造り保存財団より、契 約事務に関しては、白川村 契約規則を準用するよう、 財団法人世界遺産白川郷 合掌造り保存財団会計規則を 改正したことの報告を受け た。
商工政策課	公益財団法 人岐阜県産 業経済振興 センター	平成23年度の決算にお いて、前年度指摘したに もかかわらず、次の不適 正な事項が認められたの で、内部牽制の強化を図 るなど改善に向けた対策 を講じられたい。 1 平成23年3月31日以	指摘事項について対応を 求めたところ、以下のお り報告を受けた。 内部牽制の強化を図るた め、専務理事兼総務部長 (出納役)の兼務を解消す る人事異動を平成25年4月 1日付けで発令した。

<p>前に取得していた有形固定資産1件について、平成22年度の減価償却費を誤ったまま期首残高を計上していたことにより、減価償却費が13,125円過大に計上されていた。</p> <p>2 附属明細書について、特定資産の運用先金融機関名に誤りがあった。</p>	<p>2点の指摘事項について、平成24年度の決算にて修正を行った。</p> <p>なお、平成24年度決算報告書は、平成25年6月26日開催の平成25年度定時評議員会にて承認された。</p>	<p>2点の指摘事項の改善策の検討を指示したところ、次のとおり報告があった。今後は、契約に係る決裁にあたっては、契約担当者から直属の上司への回議だけでなく、事務局グループリーダー全員にチェックさせることを義務付け、内部牽制機能の強化を図る。</p>	<p>地域産業課</p> <p>財団法人セラムックパーク美濃</p>	<p>予約管理システム作成業務に係る契約事務において、随意契約事由に該当しないにもかかわらず、見積合わせによる随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成25年9月13日付けで、監査結果に対して講じた措置について報告を受け、適正に処理されていることを確認した。</p> <p><会計処理> 資産計上は前期損益修正益(787,500円)で、減価償却は過年度の減価償却費(262,500円)と該当年度の減価償却費(157,500円)を含め、什器備品減価償却費で計上されていることを確認した。</p> <p><決算承認> 決算の承認は、平成25年</p>	<p>スポーツ健康課</p> <p>財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団</p>	<p>前年度監査において、平成22年度に取得したソフトウェア1件787,500円について固定資産として計上し減価償却を行うよう指導したことに対し、是正する旨の報告をしているにもかかわらず、平成23年度においても引き続き是正されていないことから、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成25年9月13日付けで、監査結果に対して講じた措置について報告を受け、適正に処理されていることを確認した。</p> <p><会計処理> 資産計上は前期損益修正益(787,500円)で、減価償却は過年度の減価償却費(262,500円)と該当年度の減価償却費(157,500円)を含め、什器備品減価償却費で計上されていることを確認した。</p> <p><決算承認> 決算の承認は、平成25年</p>						
<p>7月26日に開催した清算人会にて承認されていることを確認した。</p>			<p>3 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置 出資・出捐団体</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1134 1167 1182 1451">所管機関名</th> <th data-bbox="1134 1451 1182 1736">団体名</th> <th data-bbox="1134 1736 1182 1960">監査結果</th> <th data-bbox="1134 1960 1182 2049">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="997 1167 1134 1451">人づくり文化課 健康福祉政策課</td> <td data-bbox="997 1451 1134 1736">財団法人岐阜県教育文化財団</td> <td data-bbox="997 1736 1134 1960">平成23年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 正味財産増減計算書について、「がん征圧基金」を総額で表示せず、取崩し額(1,000,000円)から積立額(300,000円)を相殺した金額で計上していた。 2 満期保有目的の有価証券について、「財務諸表に対する注記」に「満期保有目的の償還の内訳並びに帳簿価額時価及び評価損益」が記載されていた。</td> <td data-bbox="997 1960 1134 2049">指導事項について対応を求めたところ、平成24年度の決算から適正に処理するとの報告を受けた。 平成24年度決算資料において、「正味財産増減計算書」、「財務諸表に対する注記」を確認し、適正に処理されていることを確認した。</td> </tr> </tbody> </table>	所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置	人づくり文化課 健康福祉政策課	財団法人岐阜県教育文化財団	平成23年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 正味財産増減計算書について、「がん征圧基金」を総額で表示せず、取崩し額(1,000,000円)から積立額(300,000円)を相殺した金額で計上していた。 2 満期保有目的の有価証券について、「財務諸表に対する注記」に「満期保有目的の償還の内訳並びに帳簿価額時価及び評価損益」が記載されていた。	指導事項について対応を求めたところ、平成24年度の決算から適正に処理するとの報告を受けた。 平成24年度決算資料において、「正味財産増減計算書」、「財務諸表に対する注記」を確認し、適正に処理されていることを確認した。
所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置											
人づくり文化課 健康福祉政策課	財団法人岐阜県教育文化財団	平成23年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 正味財産増減計算書について、「がん征圧基金」を総額で表示せず、取崩し額(1,000,000円)から積立額(300,000円)を相殺した金額で計上していた。 2 満期保有目的の有価証券について、「財務諸表に対する注記」に「満期保有目的の償還の内訳並びに帳簿価額時価及び評価損益」が記載されていた。	指導事項について対応を求めたところ、平成24年度の決算から適正に処理するとの報告を受けた。 平成24年度決算資料において、「正味財産増減計算書」、「財務諸表に対する注記」を確認し、適正に処理されていることを確認した。											
<p>月次決算において、計算書類及び月次事業報告書を作成し理事長へ提出すべきところ、提出されていたいなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>指導事項について対応を求めたところ、計算書類及び月次事業報告書を理事長まで提出し、適正に処理したとの報告を受けた。 また、平成24年4月分以降の月次決算についても、財務内容と整合が図られていることを確認したとの報告を受けた。</p>														

	<p>平成22年度から、平成20年4月11日に内閣府公益認定等委員会が示した「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準注解」により会計処理を行っているにもかかわらず、会計処理規程では「公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に準拠して処理を行うこととしているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受けた。 平成25年3月26日開催した理事会において、会計処理規程第3条（經理の原則）の準拠規定を、公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）から公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）に改正した。</p>	<p>地域医療推進課</p>	<p>公立大学法人岐阜県立看護大学</p>	<p>図書館洋雑誌購入契約の検査事務において、検査報告書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによって代えているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成23年度の決算において、緊急時の部品交換用として取得した入退室</p>	<p>構内警備業務委託に係る契約事務において、契約金額の支払いについて、契約書では分割払の規定がないにもかかわらず、契約金額を月割りで支払っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について対応を求めたところ、今後は支出書類の回議を行う際に、会計事務に関する規程遵守の状況について、担当者のみでなく、担当チーム、課長等を含めた複数体制で確認するよう体制を強化する旨の報告を受けた。</p>	
<p>商工政策課</p>	<p>公益財団法人岐阜県産業経済振興センター</p>	<p>管理システム保守部材について、使用開始前にもかかわらず減価償却が行われており、減価償却費が1,299,375円過大に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>公共建築住宅課</p>	<p>岐阜県被災者支援活動助成資金の支出事務において、支出負担行為として整理する時期を交付決定のときとすべきところ、支出金調書兼支出伝票起案日としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 適正な処理を行うため、全職員を対象に、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター会計処理規程の研修を行った。 今後は、総務担当複数名による照合・確認を徹底する。</p>	<p>治山課</p>	<p>社団法人岐阜県森林公社</p>	<p>平成23年度の決算において、平成24年3月に取得した建物、建物附属設備及び備品を減価償却していなかったことにより建物1件4,974円、建物附属設備1件9,602円及び備品3件16,089円の減価償却費が過小に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 平成23年度減価償却費未計上分（建物4,974円、建物附属設備9,602円、器具備品16,089円）を、平成24年度決算において過年度償却として計上した。 今後は、顧問会計士に、経費計上か固定資産計上かの判断をその都度指導してもらい、適正年度に減価償却を行うこととする。</p>
<p>公共建築住宅課</p>	<p>岐阜県住宅供給公社</p>	<p>平成23年度の決算において、平成24年3月に取得した建物等資産について</p>	<p>公共建築住宅課</p>	<p>岐阜県住宅供給公社</p>	<p>平成23年度の決算において、平成24年3月に取得した建物等資産について</p>				

		<p>て、減価償却の方法を誤ったことにより、減価償却費が27,607円過小に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>決算（平成26年6月24日理事会承認）にて過年度損益修正処理済み（有形固定資産のうち「建物等資産」の当期減価償却費にて修正）。今後、同様の事例の発生を防ぐため、減価償却処理にあたり、特に新規取得資産については、資産台帳の「償却方法」の欄と、財務諸表の資産の区分とのチェックを適切に行うよう助言を行った。</p>
--	--	---	--

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
又ボーツ健 康課	川辺町 (岐阜県川 辺漕艇場)	<p>漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書及び岐阜県川辺漕艇場管理運営業務仕様書（以下「協定書等」という。）に基づいて事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、協定書等を遵守するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 利用承認通知書交付事務において、利用開始後に利用申込書へ承認済の印を押印し利用承認通知書として交付しているものがあつた。</p> <p>2 利用料金の収納事務において、使用者は利</p>	<p>1 利用開始前に利用申込書へ承認済の印を押印するよう職員に周知徹底し、改善を図るとともに、今後は、「岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書」及び関係規程に従い、適切に事務を行うとの報告を受けた。</p> <p>2 原則どおり、前納するよう改善したとの報告を受けた。</p> <p>3 原則どおり、現金を収納したときは、その日に指定金融機関に払い込むよう職員に周知徹底し、改善したとの報告を受けた。また、現金を取り扱うことのないよう、銀行振込による収納とするよう検討中であるとの報告</p>

		<p>となつているにもかかわらず、利用料金後納申請の手続がなされないまま、利用後に納入されているものがあつた。</p> <p>3 現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払込むべきところ、遅延しているものがあつた。</p> <p>4 施設管理業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請を行い承認を得るべきところ、これを得ていなかった。</p>	<p>を受けた。</p> <p>4 岐阜県監査委員事務局からの指導後に、平成24年度の申請を行つていなかった委託業務について申請書が提出され、これを承認した。</p>
--	--	---	---

4 監査結果（所管機関指摘事項）に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
観光課	財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	<p>財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団（以下「財団」という。）の契約事務において、財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団会計規則（以下「財団規則」という。）では、契約の締結に関して白川村会計規則（以下「村規則」という。）を準用することとしているが、白川村では白川村</p>	<p>契約事務に関しては、白川村会計規則を準用するよう、財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団会計規則（以下、「財団規則」）を改正したことを確認した。今後は、改正後の財団規則に基づき、契約事務が適切に行われるよう指導を行う。</p>

<p>契約規則（以下「村契約規則」）を別に定め、財団においても村契約規則に基づき契約事務が行われており、契約事務の実態に合わせた財団規則ので、今後は契約事務が適切に行われるよう当該財団に対する指導・監督の強化を図られたい。</p>	<p>財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団（以下「財団」という。）の契約事務において、財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団会計規則（以下「財団規則」という。）では、契約の締結に関して白川村会計規則（以下「村規則」という。）を準用することとしているが、白川村では白川村契約規則（以下「村契約規則」）を別に定め、財団においても村契約規則に基づき契約事務が行われており、契約事務の実態に合わせた財団規則の整備が行われていないので、今後は契約事務が適切に行われるよう当該財団に対する指導・監督の強化を図られたい。</p>	<p>契約事務に関しては、白川村契約規則を準用するよう、財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団会計規則（以下、「財団規則」）を改正したことを確認した。今後は、改正後の財団規則に基づき、契約事務が適切に行われるよう指導を行う。</p>	
<p>所管機関名 又ボーツ健 康課</p>	<p>団体名 (施設名称) 川辺町 (岐阜県川 辺清艇場)</p>	<p>監査結果</p> <p>清艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺清艇場の管理に関する基本協定書及び岐阜県川辺清艇場管理運営業務仕様書に基づいて事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正な事務処理が行われるよう当該指定管理者に対する指導強化を図られたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用承認通知書交付事務において、利用開始後に利用申込書へ承認済の印を押印し利用承認通知書として交付しているものがあつた。 2 利用料金の収納事務において、使用者は利用料金を前納することとなつているにもかかわらず、利用料金後納申請の手続がなされないうまま、利用後に納入されているものがあつた。 3 現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払込むべきところ、遅延しているものがあつた。 4 施設管理業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ当該第三者 	<p>講じた措置</p> <p>平成25年2月26日及び5月28日に地方自治法第244条の2第10項に基づく実地調査を実施し、適正に改善されていることを確認するとともに、今後も適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>5 監査結果（所管機関指導事項）に基づき講じた措置 指定管理者</p>			

平成二十五年十月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社

の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請を行い承認を得るべきところ、これを得ていなかった。